

毎週
火、
年四月
十五日第
三種郵便
物認可

翌日

鳥取県公報

目

次

◇告示

千代土地改良区の成立

家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施

◇教委告示 定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百五十号

鳥取市倭文四一二番地の四 加藤重蔵ほか七十七人の者から申請のあつた千代土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十九年七月二十四日成立した。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取市倭文四一二番地の四 加藤重蔵ほか七十七人の者から申請のあつた千代土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十九年七月二十四日成立した。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

教育委員会告示

鳥取県告示第四百五十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対する注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 實施の期日

昭和三十九年七月二十七日から八月二十六日まで

五 注射の方針 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年七月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治朗

一日時 昭和三十九年八月四日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 県立学校長人事について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印 所 鳥取県鳥取市栗谷町

県

定価 一部月額 二五〇円 (送配料共)